

SDD対象顧客を整理していたところ、本人確認法（現犯収法）による本人確認は行っているものの、本人確認を実施したタイミングは10年前で申告された職業は学生であった。金融庁ガイドラインFAQで記載されたその他の要件は満たしているが、この場合、当顧客をSDD対象としたままでいいか

CDD [SDD]

A 本設問のケースでは、学生時代に本人確認を実施し、その後10年を経過していることから、口座開設時から明らかに属性が変化しており、確認した事項も変わっているものと考えられることから、SDD対象とすることは避けることが望ましい。

FAQ「リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）」の対象を整理するにあたっての留意点（Ⅱ-2(3)(ii)⑨【Q3】）においては、例示されている条件に該当した場合に、その対象とすることが可能であり、例示されている条件中、「本人確認済み」とは基本的には、2016年10月の改正犯収法施行以降に同法に基づく取引時確認を実施したことを意味するが、大蔵省通達に基づく本人確認制度が始まった1990年10月1日以降に取引を開始した顧客についても、当時の規制等に沿った手続が確認できれば、「本人確認済み」と整理することは可能としている。

一方、取引を開始してから長期間が経過している場合、その間に就職、居住地の変化、結婚による姓の変化等の顧客属性の変化やライフステージの変化に伴う取引目的の変化等が想定される。この場合、顧客の現在の状況は当時の属性とは明らかに異なると思われる、SDDの前提となる一般的に、なりすましや不正利用等のリスクが低いことが考えられる顧客や口座とまではい

えないことから、顧客情報のアップデートを行う対象とすることが望ましい。

なお、上記情報更新の結果、「SDD対象顧客についても、取引時確認等を実施し、顧客情報が更新された場合には、顧客リスク評価を見直した上で、必要な顧客管理措置を講ずること」とFAQに定められているが、仮に顧客情報に変化がなければ、SDD先として再整理することは可能である。

(DTFA)